

平成 28 年度

政策評価等の実施状況及びこれらの
結果の政策への反映状況に関する報告

平成 29 年 6 月

『平成 28 年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告』のポイント

○ 政策評価法第 19 条^(注)に基づき、毎年、国会に報告（今年で 15 回目）

(注) 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）抄
(国会への報告)

第 19 条 政府は、毎年、政策評価（略）の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。

1 各行政機関における政策評価の実施状況

○ 平成 28 年度の政策評価実施件数は、2,130 件（平成 27 年度実績：2,657 件）

○ 事前評価：858 件

- ・ 公共事業：397 件
- ・ 租税特別措置等：151 件
- ・ 規制：128 件 等

○ 事後評価：1,272 件

- ・ 目標管理型の政策評価^(注)：250 件
- ・ 未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）を対象に評価：590 件
- ・ 完了後・終了時の事業等（研究開発課題、公共事業等）を対象に評価：375 件 等

(注) 「目標管理型の政策評価」：各行政機関の主要な「施策」を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する事後評価

2 各行政機関における政策評価結果の政策への反映状況

(1) 事前評価結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算概算要求等に反映

(2) 事後評価結果の政策への反映状況

○ 目標管理型の政策評価

ア 政策への反映状況

- ・ これまでの取組を引き続き推進：201 件
- ・ 施策の改善・見直しを実施：45 件 等

イ 予算概算要求への反映状況

- ・ 予算概算要求への反映：199 件

ウ 事前分析表への反映状況

- ・ 達成すべき目標を変更：6 件
- ・ 測定指標を変更：104 件
- ・ 達成手段を変更：18 件 等

○ 未着手・未了の事業の事後評価

- ・ これまでの取組を引き続き推進：568 件
- ・ 事業の改善・見直しを実施：20 件
- ・ 事業の休止又は中止：2 件

3 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の実施状況等

- 統一性・総合性確保評価（複数行政機関にまたがる政策について直接評価）
「グローバル人材育成の推進」、「クールジャパンの推進」及び「農林漁業の6次産業化の推進」について実施（評価を実施中）
- 客観性担保評価活動（客観性担保のため各行政機関が行った政策評価について点検）
 - ・ 租税特別措置等に係る政策評価の点検
11行政機関の事前評価のうち、その実施が義務付けられている政策に係るもの71件について重点的に点検を実施。このうち、全ての点検項目において分析・説明の内容が一定水準に達しているものはなかったが、点検の過程で示された各行政機関の補足説明により、一定水準に達した点検項目数は改善しており、政策評価の質が改善
 - ・ 公共事業に係る政策評価の点検
対象とした政策評価は、2行政機関の5事業区分37件（事前評価・再評価18件、完了後の事後評価19件）。事前評価・再評価18件のうち8件について個別の評価に係る指摘を行った。また、事業区分等に共通する延べ11件の指摘を行った。指摘に対し、各行政機関が評価のやり直し等を実施中

4 平成28年度における政策評価の取組（トピック）

- 政策評価の改善方策についての検討状況
平成29年3月、政策評価審議会において、以下の政策評価の改善方策を取りまとめ
 - ・ 目標管理型の政策評価
【改善方策】
 - ① 目標に対して因果関係が明確な測定指標の設定
 - ② 目標のブレイクダウン
 - ③ 主要な測定指標の明示
 - ④ アウトプット指標に加え、アウトカム指標を併せて設定⇒ 施策の達成状況を適切に示す測定指標が設定され、適切な評価と的確な政策判断を行うことが可能
 - ・ 規制に係る政策評価
【改善方策】
 - ① 検討から見直しまで（規制のライフサイクル）の評価の活用方法の提示
 - ② 基本的評価手法の提示
 - ③ 簡素化した評価手法の導入
 - ④ 事後検証（レビュー）の実施 など⇒ 評価の質の向上、意思決定に活用されるメリハリのある評価の実現
 - ・ 公共事業に係る政策評価（平成28年度中間取りまとめ）
【改善方策】
 - ① 事業効果を把握する手法やデータの妥当性・客観性の確保
 - ② 今後の事業や評価に向けたフィードバックの促進 など→ 29年度は、フィードバックに関する具体的な改善方策等を検討
⇒ 政策評価によるPDCAの徹底

はじめに

政策評価制度は、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革の柱の一つとして導入されたものである。その後、平成 13 年 6 月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）が制定され、14 年 4 月から施行されている。

政策評価制度は、各行政機関が自ら所掌する政策の効果を測定・分析し、評価を行うことにより、政策の企画立案・実施に役立てることを基本とする制度である。これによって、効率的で質の高い行政や成果重視の行政を実現していくとともに、国民に対する行政の説明責任を果たしていくことを目的としている。また、法第 12 条において、総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとされている。

本報告は、法第 19 条の規定に基づき、平成 28 年度における政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について取りまとめ、国会へ提出するものであり、今回で 15 回目の報告となる。

本報告では、まず、「Ⅰ 政策評価制度の概要」において、政策評価制度の導入の経緯や仕組み等について記載し、次に、「Ⅱ 平成 28 年度における政策評価の取組（トピック）」において、平成 28 年度における政策評価の取組として特筆すべきものを記載している。

そして、「Ⅲ 政策評価等に関する計画、平成 28 年度の実施状況等〔政府全体の状況〕」において、各行政機関が行う政策評価の概要及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の概要を記載している。

目 次

I 政策評価制度の概要	
1 政策評価制度の仕組み等-----	1
2 政策評価の実施時期-----	6
3 政策評価の方式等-----	7
II 平成 28 年度における政策評価の取組（トピック）	
1 目標管理型の政策評価の改善方策について-----	11
2 規制に係る政策評価の改善方策について-----	12
3 公共事業に係る政策評価の改善方策について-----	14
III 政策評価等に関する計画、平成 28 年度の実施状況等〔政府全体の状況〕	
1 各行政機関が行う政策評価-----	15
2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価-----	50

* 本報告において対象としている各行政機関の政策評価は、平成 28 年度に評価書が公表されたものである。

なお、予算成立後に公表することとされている公共事業の新規採択に係る評価等については、平成 29 年度予算の成立(平成 29 年 3 月 27 日)に伴い同年 4 月までに公表されたものを含み、27 年度報告に含まれたものを除いている。

* 各行政機関別の政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319_028.html) に掲載している。

* 各行政機関の政策評価に関する情報については、総務省ホームページ上の「政策評価ポータルサイト」(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html) において、一元的に閲覧・利用することが可能である。